

省

令

○厚生労働省令第百三十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第九条の四第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調剤された薬剤に係る情報提供及び指導の方法等） 第十五条の十三 薬局開設者は、法第九条の四第一項の規定による情報の提供及び指導を、次に掲げる方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。 一 当該薬局内において薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所、居宅等において調剤の業務を行う場合若しくは薬剤師法第二十二条ただし書に規定する特別の事情がある場合におけるその調剤の業務を行う場所又は次項第一号に規定するオンライン服薬指導を行う場合における当該薬局において調剤に従事する薬剤師と相互に連絡をとることができる場所において行わせること。 二（略） 2 法第九条の四第一項の薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することが可能な方法であつて、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。	（調剤された薬剤に係る情報提供及び指導の方法等） 第十五条の十三 薬局開設者は、法第九条の四第一項の規定による情報の提供及び指導を、次に掲げる方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。 一 当該薬局内の情報の提供及び指導を行う場所（薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所又は居宅等において調剤の業務を行う場合若しくは同条ただし書に規定する特別の事情がある場合にあつては、その調剤の業務を行う場所をいう。）において行わせること。 二（略） 2 法第九条の四第一項の薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することが可能な方法であつて、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。この場合において、前

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○総務省告示第百三十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五条の二の規定に基づき、免許人等以外の者が行う無線局（アマチュア局を除く。）の運用を、免許人等がする無線局の運用とするものを次のように定め、令和四年十月一日から施行する。

なお、平成七年郵政省告示第百八十三号（免許人以外の者が行う無線局の運用を、当該免許人がする無線局の運用とする場合を定める件）は、廃止する。

令和四年九月三十日

総務大臣 寺田 稔

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五条の二に規定する免許人等電波法（昭和二十五年法律第百三十一号。以下「法」という。）第十四条第二項第二号の免許人又は第二十七条の二十六第一項の登録人をいう。以下同じ。の事業又は業務の遂行上必要な事項について当該免許人等以外の者が行う無線局（放送をする無線局及びアマチュア局を除く。以下同じ。）の運用であつて総務大臣が告示するものは、免許人等から無線局の運用を行う免許人等以外の者（以下「運用者」という。）に対して、法及びこれに基づく命令の定めるところによる無線局の適正な運用の確保について適切な監督が行われているもの（法及びこれに基づく命令の定めるところにより、無線従事者の配置を要する場合には、無線従事者の適正な配置が確保されているものに限る。）であつて、次に掲げるものとする。

一 スポーツ、競技、レクリエーション、教養文化活動等の用に供する建物その他の施設（免許人等が設置又は管理するものに限る。以下この号において同じ。）において、当該施設の利用者

項第一号中「設備がある場所」とあるのは、「設備がある場所（次項第一号に規定するオンライン服薬指導を行う場合にあつては、当該薬局内の場所）」とする。

一・二（略）
3（略）
5（略）

である運用者が行う無線局の運用であつて、免許人等が運用者による当該無線局の運用を認めているもの

二 教育、職業訓練等の事業又は業務の用に供する無線局（免許人等が設置又は管理する建物その他の施設において運用するものに限る。以下この号において同じ。）を、児童、生徒、学生、受講者等である運用者（免許を受けた無線局を運用する場合にあつては、法第五条第一項各号のいづれかに該当する者（同条第二項各号に掲げる無線局を運用する場合を除く。）又は同条第三項各号のいづれかに該当する者を除く。登録局を運用する場合にあつては、法第二十七条の二十三第三項第一号に該当する者を除く。以下この号において同じ。）による運用であつて、免許人等が運用者による当該無線局の運用を認めているもの

三 免許人等が運用者に専ら非常時又は緊急時の措置をとらせるために開設する無線局（次に掲げるものに限る。）の、運用者による運用であつて、当該運用が、専ら法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作によるもの

1 旅客を運送する事業又は業務の用に供するため、列車、自動車その他の陸上を移動するものに免許人等が開設する無線局

2 免許人等が設置又は管理する建物その他の施設において使用するために免許人等が開設する無線局

四 免許人等と運用者（免許を受けた無線局を運用する場合にあつては、法第五条第一項各号のいづれかに該当する者（同条第二項各号に掲げる無線局を運用する場合を除く。）又は同条第三項各号のいづれかに該当する者を除く。登録局を運用する場合にあつては、法第二十七条の二十三第二項第一号に該当する者を除く。以下この号において同じ。）との間において、無線局を開設する目的に係る免許人等の事業又は業務を